

特定保守製品 長期使用製品安全点検制度 について - 西日本防災システム



特定保守製品 って 何 ??

長期使用製品安全点検制度の対象となる下記の **9品目** のことを言います。

- 1 屋内式ガス瞬間湯沸器
都市ガス用
- 2 屋内式ガス瞬間湯沸器
プロパンガス用
- 3 石油給湯器
- 4 石油ふろがま
- 5 密閉燃焼式石油温風暖房機
- 6 ビルトイン式電気食器洗機
- 7 浴室用電気乾燥機
- 8 ガスふろがま
都市ガス用
- 9 ガスふろがま
プロパンガス用

長期使用製品安全点検制度とは？

消費生活用製品安全法の一部を改正してできた新しい制度です。消費者自身による保守、管理が難しく **経年劣化による重大事故** の発生確率が高い上記**9品目**を **特定保守製品**として定めて、**特定製造事業者**（上記品目を製造、輸入する業者）、**特定保守製品取引事業者**（販売事業者）、**所有者**（消費者）が適切にその役目を果たして、**経年劣化による製品事故を未然に防止**する制度です。

施行は**2009年（平成21年）4月1日**。この日以降に製造、輸入される対象9品目にユーザーと製造・輸入販売業者に**点検・保守**の責務を求めています。

屋内式ガス瞬間湯沸器

1 都市ガス用

2 プロパンガス用

石油給湯器

3

石油ふろがま

4

密閉燃焼式石油温風暖房機

5

ガスふろがま

8 都市ガス用

9 プロパンガス用

浴室用電気乾燥機

7

ビルトイン式電気食器洗機

6

特定保守製品 長期使用製品安全点検制度 について - 西日本防災システム



NBS
119

ユーザーの責務 !

対象製品を購入した消費者は製品に同梱されるユーザー登録のための「所有者票」の「お客様記入欄」に所定の事項を記入し郵送などにより点検作業を行う製造者または輸入者に届け出て登録を行わなければなりません。

※引っ越しなどにより使用する場所や住所が変更された場合も同様に届け出をします。また、中古品を買って使用する場合も銘板や取扱説明書に示される製造業者に届け出を行うこととなっています。

この制度が施行されてから製造された製品、輸入、販売された製品には法定点検期間が表示されます。アパート、賃貸マンション、貸家などのオーナーもユーザーであり、賃貸業者として借入者の安全に配慮すべき立場にあり、同様の届け出と責務を有します。また対象製品に設計や製造上の欠陥が発覚した場合、リコールの対象となりますのでユーザーは必ず登録が必要です。

※この制度の施行以前に購入した製品であっても点検を受けられる場合もあり、銘板や取扱説明書に示される製造者や輸入者に届け出る事が望ましい。

販売者の責務 !

対象製品の販売者は販売時に購入者である消費者にユーザー登録しなければならない事を説明する責務を負っています。販売者とは店頭販売者だけでなく、製品を販売・設置工事をする住宅販売者、工務店、不動産販売事業者、リフォーム業者なども含まれます。

※インターネットで販売する者も購入者にこれらの責務があることを説明し、さらに購入者の同意を得る必要があります。

製造・輸入業者の責務 !

この制度が施行されてから製造された製品、輸入され販売された製品には法定点検期間が表示されていて、製造者や輸入者はユーザー登録に従って法定点検期間中はユーザーに点検作業を受けるよう要請を行い、ユーザーと点検作業双方の都合に合わせて点検作業日時を決め点検作業を実施する責務を負います。

※法定点検期間中は保守や修理のための部品などを点検作業側で確保することも求められています。

今後の注意点 !!

ユーザー登録や点検の責務を果たさずに火災・爆発、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や死傷など重大事故が発生した場合、ユーザーはその責任を問われる場合があります。このような重大事故が発生した場合、製造および輸入者、販売、点検業者においても事故以前の段階やその事故後の段階においても適切な対応であったかその責務を問われる場合があります。

点検が必要な時期になると製造者や輸入者側から郵送などによって点検作業要請の通知があります。これらの通知が無い、または事前に点検作業の日時を設定していないにも係わらず点検作業業者を名乗る者は正規の業者でない可能性があり、ユーザーは特に注意しなければなりません。

御注意! あらゆる業種に悪徳業者はいます!



西日本防災システム
NISHINIHO BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ →



用語の説明

1 製造・輸入業者

特定保守製品の製造事業者をいいます。
OEMでの製造は原則としてブランド提供事業者がこれに該当します。

2 販売事業者等

特定保守製品の販売事業者をいいます。
特定保守製品を設置している不動産の販売事業者や、同製品を設置している建物建築請負事業者等が該当します。

3 関連事業者

特定保守製品の取引を仲介する事業者
不動産取引仲介事業者等をいいます。
特定保守製品の修理、設置事業者
ガス、電気、石油供給事業者等

4 所有者

特定保守製品を所有する消費者をいいます。
特定保守製品の賃貸業者（家屋貸人）等

製造・輸入業者（特定製造事業者等）の義務

1 経済産業局長への事業の届出義務

- 本店または主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出。
- 事業開始日から**30日以内**に届出が必要です。

2 設計標準試用期間及び点検期間の設定義務

- 標準的な使用条件の下で使用した場合に、経年劣化による安全上の支障がなく使用できることを科学的に確認または判断された期間として「設計標準使用期間」を設定し、それに基づく使用期間を設定します。

3 製品への表示義務

- 設計標準使用期間などを読み易く記載して製品の見やすい箇所に表示。
- シールによる表示は簡単にはがれないように貼付すること。

製品本体の表示見本

特定保守製品

1. 特定製造事業者等名
株式会社ABC
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町* *
2. 製造年月 20XX年XX月
3. 製造番号 XXXX-XXXXXX
4. 設計標準使用期間 △△年
5. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月
6. 問合せ連絡先
株式会社ABC お客様相談センター
0120-XX-XXXX

遠隔操作装置の表示見本

特定保守製品

1. 特定製造事業者等名 株式会社ABC
2. 設計標準使用期間 △△年
3. 問合せ連絡先
株式会社ABC お客様相談センター
0120-XX-XXXX

※製造年月、製造番号、点検期間については製品本体に記載

4 製品への書面および所有者票の添付義務

- 設計標準使用期間の算定根拠、点検を行なう事業所の配置、部品の保有期間、日常的な保守の内容、設計標準使用期間よりも早期に安全上支障を生じるおそれがある場合の、注意を記載した書面を、製品に添付（取扱説明書に記載）すること。
- 所有者（特定保守製品の購入者）や、所有者より委託された販売事業者等（特定保守製品取引事業者）が、郵送やインターネット等により所有者情報を提供できるように、「所有者票」を製品に添付すること。

5 製品の所有者情報の管理義務

- 所有者情報の利用目的を事前に公表すること。
- 所有者情報の利用目的は、点検通知と保守に資する事項以外は定められず、目的以外の利用は禁止。
- 所有者名簿を作成し保管する事。
- 所有者情報の漏えい、または棄損の防止等の安全管理を適切に行なう事。



特定保守製品 長期使用製品安全点検制度 について - 西日本防災システム



NBS
119

製造・輸入業者（特定製造事業者等）の義務

6 点検等の保守サポート体制の整備義務

- 製造・輸入事業者（特定製造事業者等）は、下記の判断基準を考慮し、適切な点検等の保守のために必要な体制を整備しなければなりません。

平成21年4月1日（施行日）以前に製造・輸入された製品も保守サポート体制の整備義務の対象となります。

判断基準項目

- 1 点検を行なう事業所の配置
- 2 点検料金の設定 点検を能率的に行なった場合の適正原価を著しく超えないように定めることが必要
- 3 点検料金の公表・告知
- 4 点検に必要な手引きの作成・管理 管理は第三者機関（登録検査機関等）に保管を依頼すること
- 5 整備に要する部品の保有
- 6 部品の保有状況に関する情報提供
- 7 点検期間中にあるものについての情報提供
- 8 技術的講習の実施
- 9 点検結果の記録
- 10 点検結果の伝達

注意！

平成21年4月1日（施行日）依然に製造・輸入された製品も保守サポート体制の整備義務の対象となります。

7 点検通知義務および点検実施義務

- 点検期間の開始前（6ヶ月以内）に所有者名簿に登録されている所有者に、郵送、電子メール等により点検通知をしなければなりません。
- 特定保守製品について点検期間中に点検の実施を求められた場合は、点検基準に従い点検（有料）を実施しなければなりません。

点検基準

- “経済産業省関係特定保守製品に関する省令”に定められた特定保守製品の区分ごとに点検項目、点検内容が定められています。
- 点検後点検結果を書面にて所有者に伝える。
- 点検の結果不適合となった場合は整備（修理等）をして使用を継続するかどうかは、所有者の判断となるが、買い替え、修理後継続使用、等可能な限り選択肢を伝える事。

必ずしましょう！
特定保守製品の
登録と点検



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ →

特定保守製品 長期使用製品安全点検制度 について - 西日本防災システム



NBS
119

販売事業者等（特定保守製品取引事業者）の義務

1 取得者（所有者）へ引渡し時の説明義務

- 販売事業者等は、製品の標準使用期間や点検等の保守や所有者情報の提供（登録、変更）等の必要性を取得者に説明する義務があります。
- 製品に同梱されている所有者票を取得者に示して、そこに記載されている法定説明事項を説明しなければなりません。
- 所有者票等に記載の設計標準使用期間について、安全に使用できる期間の目安であることや、標準使用期間が近づいた時は、異常な音や振動、臭いなどに注意し、異常に気付いたときは速やかに使用を中止し、点検を受ける事を促す必要があります。
- 説明のタイミングは引渡しを行なう時だけとは限らず、前後しても支障はありません。引渡後の設備説明時でも良いですが、引渡しと時間的にかけ離れないよう配慮が必要です。
- 説明の相手は一般消費者に限らず、所有者としての家屋賃貸人の事業者の場合もあります。

2 所有者情報の提供の協力義務

- 製品の取得者から、所有者登録のために所有者票を受け取った場合は、製造・輸入業者（特定製造事業者等）へ情報を提供しなければなりません。
- 情報の提供は、所有者票に記載の所有者登録の方法の代行等によって行なってください。

関連事業者の責務

1 所有者への情報提供の責務

- 長期使用製品安全点検制度が有効に機能するためには、点検通知を送付すべき所有者の情報が、常に最新の状態で管理されていることが必要です。特定保守製品の関連事業者は、特定保守製品の所有者に接する機会があるため、特定五種製品の点検や省勇者情報の提供の必要性を伝える努力が必要です。

所有者（消費者、家屋賃貸人等）の責務

1 製造・輸入業者への所有者情報の提供の責務

- 製品の所有者は、製品に同梱されている所有者票の「お客様記入欄」に必要事項を記入し、返信用葉書部分を投函、若しくは購入元の販売事業者等に渡して代行してもらうか、インターネットや携帯電話、電話等によって、製造・輸入事業者に対し、所有者情報を提供しなければなりません。所有者票の「お客様控」は大切に保管してください。
- 引越しなどで所在場所が変更になった場合や中古不動産の購入で製品の所有者が変更になった場合などは所有者情報の変更の登録をしてください。この場合の変更手続は新たな所有者が行なってください。

2 点検を受けるなど特定保守製品の保守の責務

- 製品の所有者は、製品に表示されている点検期間中に点検を受けてください。所有者情報の継庫yが行なわれている場合は製造・輸入事業者（特定事業者等）から点検通知があります。
- 特定保守製品を賃貸住宅・アパートなどに設置・所有している家主などの事業者（家屋賃貸人等）は、賃借人の安全に配慮すべき立場にあることから特にその保守が求められます。
- 点検を受けた場合、製造・輸入業者（特定製造事業者等）から書面で点検結果が伝えられます。
- 点検の結果不適合となった場合、整備をして使用を継続するかどうかは所有者の判断となりますが、詳細は製造・輸入事業者にお問合せください。
- 法廷点検期間終了後も継続して製品を使う場合は、こまめに点検を受けてください。

必ずしましょう！
特定保守製品の
登録と点検



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ →